

大和市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成31年度及び平成32年度に大和市が発注する工事、委託、物品等の契約に係る競争入札に参加するに当たり、入札参加登録手続については、かながわ電子入札共同システムを利用することに併せて、必要な資格及びその登録申請（随時申請）手続を次のとおり定めた。

平成31年4月1日

大和市長 大 木 哲

競争入札に参加する者に必要な資格及びその登録申請（随時申請）の手続

1 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項に該当しない者であること。

- (1) 同種の営業期間が1年に満たない者
- (2) 営業に関し、法令等により許可、認可又は登録が必要な場合で、これらを受けていない者
- (3) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から3年を経過していない者
- (5) 前号に該当する者を使用人又は入札代理人として使用する者
- (6) 工事請負業者で、認定申請しようとする業種の有効な建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査結果を有していない者
- (7) 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納していない者
- (8) 最近1年間の事業税を完納していない者
- (9) 大和市内に本店若しくは本社又は営業所を有する者については、前2号に規定する租税のほか最近1年間の大和市における市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（個人のみ）を完納していないもの
- (10) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (11) 第3項に規定する資格登録の認定有効期間中に前各号に該当することとなった者

2 競争入札に参加する者の資格登録申請の手続

- (1) 登録申請（随時申請）の方法

かながわ電子入札共同システムの「資格申請システム」にインターネットにより申請手続を行うことと併せて、次号に掲げる提出書類を送付する。

(2) 提出書類

かながわ電子入札共同システム平成31・32年度競争入札参加資格認定申請の手引き（随時申請用）のとおり。

(3) 提出方法

簡易書留で郵送

(4) 送付先

ア 神奈川県への提出書類

(ア) 建設工事業又は建設コンサルタント業に係る申請の場合

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目24番地2

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課横浜駐在事務所「入札参加資格申請・共同受付窓口」

(イ) 一般委託・物品に係る申請の場合

横浜市中区日本大通1番地

神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」

イ 大和市への提出書類

大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市総務部契約検査課契約係

(5) インターネットによる申請書データの受付期間

平成31年4月1日（月）から平成33年2月1日（月）まで

(6) 提出書類受付期間

平成31年4月1日（月）から平成33年2月2日（火）まで（必着）

(7) 簡易な申請の取扱い

ア 業種区分が一般委託又は物品である場合に限り、少額な契約を対象とする資格に限定した簡易な申請ができるものとする。この場合において、当該簡易な申請をした者は、指名競争入札において指名を受けず、及び一般競争入札に参加できないものとする。

イ アに規定する少額な契約とは、予定価格が100,000円以下の契約とする。

3 資格登録の認定日及び有効期間

競争入札に参加する者の資格登録の認定日は、手引に規定する随時申請の申請受付締切日ごとに定める日とし、その有効期間は、当該認定日から平成33年3月31日までとする。